

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（交通総務課）

一 趣旨

特定自動運行の許可制度の新設に伴い、同許可の申請及び運行計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるための改正

二 内容

別表第七号の表第一号の八の次に次の二号を加える。

一の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円
一の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円

三 施行期日

令和五年四月一日